

	編	章	節	細目等	質問文書	回答文書
I 公共住宅建設工事標準仕様書	総則編	1章	5節	1.5.1 環境への配慮(P11)	・(4)において、「環境負荷を低減できる機材を選定するように努める。」としながらも、 <u>建築編19章内装工事 4節複合フローリング張りのB～D種の基材はラワン(又は広葉樹)に限定させるのか？</u> (グリーン購入対応や森林認証材の大半は針葉樹合板です。)	・針葉樹合板適用の検討にあたり、フローリング業界にヒアリングしたところ、以下の回答のとおり、使用実績が少なく、共通仕様書に盛り込むのは時期尚早であることから、 <u>H25年度版への追加は見送り、次回改定時の検討課題とします。</u> (ヒアリング日時 平成25年6月4日) ・使用実績 針葉樹の使用実績は少なく、シェアは、広葉樹99%、針葉樹1%で、今後、針葉樹が増えると思われる。 ・かし等の有無について 使用実績が少ないので不明。 ・その他 メーカーによっては、床暖房に対応できない。
				1.5.2 機材の品質等(P11)	・(3)で「機材の品質・性能基準」は <u>統一基準の扱いとしない</u> ということで外されていますが、 <u>実際の運用が良くわかりません</u> のでご教授下さい。具体的には、現在、メンテペースト・メンテモルタルについて、BLの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」の評価書を提出しています。今後もメンテペースト・メンテモルタルが工事に指定された場合、 <u>従来と同様の運用で良いか？従来と何が違ってくるのか</u> についてもご教授宜しくお願いします。	別紙資料参照。 平成25年度版の改定より、公住仕適用の物件においては、特記仕様書等で「 <u>機材の品質・性能基準</u> 」を規定した場合に適用されます。 なお、メンテペースト・メンテモルタルにおいて、「 <u>機材の品質・性能基準</u> 」を規定された場合、試験方法等、従来の運用と同様です。
	建築編	19章	4節	19.4.1.1 (3)天然木化粧複合フローリングC種(ベニアフローリングC種) 同 D種(同 D種) (P202)	・平成22年度版と同じ部分では、「(ニ)表面はV溝加工とし・・・」と「(ヘ)(前文省略)ただし、発砲プラスチック系・・・」の2点が削除されています。説明会資料及び内容説明では、この部分を触れられていないが、この削除された文言は、平成22年度版と照合するしかないのでしょうか？	(V溝加工) V溝加工の幅を101mmと規定しておりましたが、 <u>意匠性を考慮して、幅広フローリングにも対応できるように削除</u> しました。 (発砲プラスチック系洋室床下パネル) フローリングC種の寸法について、発砲プラスチック系洋室床下パネル(棧付)の場合は、長さ1,800mmと規定していましたが、 <u>同様の施工条件であるB種及びD種には規定していない事から削除</u> しました。
	機械編	11章	2節	11・2・6 フレキシブルダクト(P527)	・施行令第108条の2を読み解くと、燃える可能性のある部分から1メートル離れていれば大丈夫と読めることもあるがいかげんでしょうか？ ・平12建告第1412号に基づき、不燃材料以外のもの(塩ビフレキシブルダクト)を使用できるか？	・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5第1項第六号により、一定の建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道は、 <u>不燃材料と規定され、フレキシブルダクトにおいても、同令第108条の2に規定された不燃材料の認定を受けたもの</u> となっています。 ・本仕様書では、建設省告示第1412号の定める範囲において使用するものは、 <u>硬質塩化ビニル管ダクト</u> としており、塩ビフレキシブルダクトについては、材料の規格を含めて定めていません。 ・よって、当該製品の採用にあつては、法令に基づき 発注担当者及び建築行政の判断に委ねられます。

	編	章	節	細目等	質問文書	回答文書	
II 機材の品質・性能基準	総則編	1		1.一般事項(2) (P571)	・「本基準は公住仕を適用する工事に適用する」とあり、改訂前と同じですが、統一基準の扱いとしないという意味が良くわかりません。	・別紙資料参照。	
	建築編	2	(4)	1)適用範囲 (P594)	・「②この規格は、総則編と併せて適用する」と文言があり、「総則編2.品質確認(1)」4行目文末に、「試験成績書等を添えて監督員に提出する。」と有りますが、普通の建具店では、品質及び性能を有することを証明する資料の提出は難しいのでは？(認定してある企業だけが受注できないのではないか？)	・左記の質問で、「普通の建具店では、品質及び性能を有することを証明する資料の提出は難しい。」という理由が不明ですが、試験を実施して[品質確認報告書]に試験成績書等を添えて提出又は第三者機関の認証等の確認が出来れば、どの企業でも受注できると思います。	
			(5)				
			(6)	1)適用範囲 (P600)	・「②この規格は、総則編と併せて適用する」と文言があり、「総則編2.品質確認(1)」4行目文末に、「試験成績書等を添えて監督員に提出する。」と有りますが、普通の建具店では、品質及び性能を有することを証明する資料の提出は難しいのでは？(認定してある企業だけが受注できないのではないか？)	・左記の質問で、「普通の建具店では、品質及び性能を有することを証明する資料の提出は難しい。」という理由が不明ですが、試験を実施して[品質確認報告書]に試験成績書等を添えて提出又は第三者機関の認証等の確認が出来れば、どの企業でも受注できると思います。	
				3)材料 b. i) (P605)	・b. i)「(表-2)ドアと丁番の関係」(注)の「高さが1,800mm以上のものは、丁番の枚数は3枚とする」について、営繕仕様書はH=2,000mm(2枚)未満と食い違いますが、必ず3枚使用しなければならないのですか？	・左記のとおり、「機材の品質・性能基準」における建具の丁番は、高さが1,800mm以上を3枚としております。営繕仕様書との食い違いは、営繕において「機材の品質・性能基準」を適用していないことが理由と考えられます。	
		5)寸法 (P605)	・b. の次はd. になっていますが、「c. 長寿社会対応内装ドアの出入口の有効幅員は、・・・」の部分は削除されたのでしょうか？同頁表右隅の「ない」は誤記ですか？	・ご指摘の部分については、印刷時のミスによるもので、本文はH22年度版から改定していない箇所ですので、正誤表で対応いたします。			

公共住宅建設工事共通仕様書における「機材の品質・性能基準」の取扱い

事連協が定める「機材の品質・性能基準」は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において決定した（統一基準）と分けて取り扱うこととし、平成25年度版の改定より、公住仕適用の物件においては、特記仕様書等で「総則編1.5.2の2(1)及び(2)と同等な基準」として、「機材の品質・性能基準」を規定した場合に適用される。

公共住宅建設工事共通仕様書（平成 <u>22</u> 年度版）	公共住宅建設工事共通仕様書（平成 <u>25</u> 年度版）
<p>公住仕 総則編</p> <p>1.1.3 設計図書の適用</p> <p>1 すべての設計図書は、相互に補完する。</p> <p>2 設計図書の優先順位は、原則として次の(1)から(5)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.5による。</p> <p>(1) 質問回答書 ((2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 現場説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共住宅建設工事共通仕様書 <u>（別に定める「機材の品質・性能基準」を含む。）</u></p>	<p>公住仕 総則編</p> <p>1.1.3 設計図書の適用</p> <p>1 すべての設計図書は、相互に補完する。</p> <p>2 設計図書の優先順位は、原則として次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.5による。</p> <p>(1) 質問回答書 ((2)から(5)までにに対するもの)</p> <p>(2) 現場説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共住宅建設工事共通仕様書</p> <div data-bbox="1630 671 2063 794" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>（別に定める「機材の品質・性能基準」を含む。）を削除。</p> </div>
<p>公住仕 総則編</p> <p>1.5.2 機材の品質等</p> <p>2 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員に提出する。ただし、次の(1)から(4)のいずれかによる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 「JISによる」又は「JASによる」と指定された機材で、規格を証明するマーク表示の確認ができるもの。ただし、JISの自己適合宣言品は除く。</p> <p>(2) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等の確認ができるもの。</p> <p>(3) <u>「機材の品質・性能基準」</u>に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの。</p> <p>(4) 特記された機材又は監督員が認めた機材。</p>	<p>公住仕 総則編</p> <p>1.5.2 機材の品質等</p> <p>2 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員に提出する。ただし、次の(1)から(4)までのいずれかによる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 「JISによる」又は「JASによる」と指定された機材で、規格を証明するマーク表示の確認ができるもの。ただし、JISの自己適合宣言品は除く。</p> <p>(2) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等の確認ができるもの。</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)と同等な基準</u>に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの。</p> <p>(4) 特記された機材又は監督員が認めた機材。</p>

公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）	公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）
<div data-bbox="183 354 1034 761" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">統一基準（官庁営繕関係基準類等の統一化）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="239 454 582 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公共建築工事標準仕様書 （国交省営繕部 平成22年版）</p> </div> <div data-bbox="638 454 981 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公共住宅建設工事共通仕様書 （事連協 平成22年度版）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>機材の品質・性能基準 （事連協 平成22年度版）</p> </div> </div> </div> <p>平成 22 年度版においては、「機材の品質・性能基準」は、公住仕の中に含まれている図書であることから必ず適用される。</p>	<div data-bbox="1205 354 2065 960" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">統一基準（官庁営繕関係基準類等の統一化）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1261 454 1603 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公共建築工事標準仕様書 （国交省営繕部 平成25年版）</p> </div> <div data-bbox="1659 454 2002 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公共住宅建設工事共通仕様書 （事連協 平成25年度版）</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <div data-bbox="1659 798 2002 912" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>機材の品質・性能基準 （事連協 平成25年度版）</p> </div> </div> </div> <p>平成25年度版より「機材の品質・性能基準」は、公住仕適用の物件において、特記仕様書等で「総則編1.5.2の2(1)及び(2)と同等な基準」として規定した場合に適用される。</p>